

長期安心保証「修理実施前確認書」

★修理実施前に、故障発生連絡として本用紙にご記入の上、必ず組合にFAXをしてください。

保証券No.		修理受付日	年 月 日
●顧客情報		商品販売日	年 月 日
住所		商品名	
名前		メーカー名	
電話番号		型番	
		製造番号	

確認症状（エラー表示が出ている、電源が入らない、画面が映らない等）	仮判定（外部から判断できる範囲での交換部品等）
-----------------------------------	-------------------------

修理手配予定 (どちらかに○)	メーカー修理 / 自店修理	組合店名 (修理受付店)
--------------------	---------------	-----------------

★以下項目(約款抜粋)を確認及び同意後、右の□に「✓(チェック)」を入れてください。

1	メーカー保証期間中の場合は、メーカー保証が優先されます。(※最低でも購入日から1年間はメーカー保証となります。)	☐
2	修理見積りの結果、保証限度額(税込販売価格の1/3)を超えて修理をする場合、超過分はお客様負担となります。また、修理不能の場合、代替品提供の際においても同様の対応となり、保証限度額の超過分はお客様負担となります。また、出張修理の場合、出張料はお客様負担となります。	☐
3	お客様の使用上の誤り、操作設定不備、清掃不備、不当な修理や改造、誤接続などによる故障及び損傷は本保証の対象外です。また、部品交換を伴わない修理や消耗品の交換なども、本保証の対象外です。	☐
4	火災・地震・風水害・落雷・水漏れ・水没・その他の天災地変、公害、塩害、ガス害、異常電圧や指定外の電源使用、異物混入(虫や埃等)など、あらゆる外部要因に起因する故障及び損傷は、本保証の対象外です。	☐
5	修理対象商品が業務目的で使用されていた場合、譲渡・贈呈、または再販等での変更使用されていた場合は、本保証の対象外です。	☐
6	保証修理完了後、90日以内に同一箇所に同一原因で再度故障が発生した場合は、保証の対象外です。	☐
7	修理に着手した後に本長期安心保証の対象外であることが判明した場合、見積りキャンセル費用や修理費用はお客様負担となります。	☐
(注)	東芝製のテレビ修理(パネル・モジュール等)の場合はメーカー修理で対応し、修理を実施する前にメーカー作成の「修理見積書」を必ず組合に提出してください。 事前に「修理見積書」の提出がない場合は、保証ができない場合もありますのでご注意ください。	☐
長期安心保証約款(抜粋)の項目1～7及び(注)項目について、確認及び同意いたしました。		☐

★上記項目全てに同意が無い場合は、修理費用の支払いの対象となりませんので、予めご了承ください。

組合【返信欄】

- (1) 記入内容・同意を確認しました。お客様に保証内容・範囲等を説明して了解を得た上で、修理を進めてください。
(2) 修理完了後、「長期安心保証修理明細請求伝票」に「修理完了報告書」(メーカー修理)または「部品納品伝票」(自店修理)を添付し、組合にFAXをしてください。

島根県電機商業組合
TEL 0852-23-3609
FAX 0852-32-4816

組合
確認
印
